

緑に関する意見を募集しています

- 現在、鎌倉市緑の基本計画の見直しを行っています。
- この見直しの参考とするため、緑地保全の取組、都市公園の整備・管理、市街地の緑化など、広く緑に関する施策・事業について、ご意見・ご提案をお寄せください。
- いただいたご意見・ご提案については、集約した上でこれに対する市の考え方も合わせて、鎌倉市緑政審議会に報告する予定です。

【ご意見・ご提案の提出】

お名前・ご住所・電話番号を記入の上、ご提出ください。
(裏面の用紙も使えます。)

募集期間 令和2年(2020年)9月15日～10月14日

あて先 鎌倉市役所 みどり課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
FAX 0467-23-8700(代表番号)
Eメール midori@city.kamakura.kanagawa.jp
(右のQRコードからメールが送れます。)



※これは、都市緑地法第四条に基づく意見募集です

緑の基本計画とは

- 都市緑地法に基づき、市町村が定める基本計画です
- 本市では平成8年(1996年)に当初策定し、現在の計画は平成23年(2011年)に改訂したものです。
- 計画の主な内容
 - ・緑の将来都市像
 - ・実現をめざした取り組み
 - ・計画推進のための施策「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「連携の推進」

※「鎌倉市緑の基本計画」は、市のホームページや図書館で閲覧できます。また、市役所3階市政情報コーナーで販売しています。

＝ 緑の基本計画に基づく緑を守る主な取り組みの紹介 ＝

●古都保存法による歴史的風土の保存



歴史的風土特別保存地区(寿福寺特別保存地区)

●都市緑地法による 特別緑地保全地区の指定



天神山特別緑地保全地区

●首都圏近郊緑地保全法による 近郊緑地の保全



鎌倉近郊緑地特別保全地区(岩瀬地区)

●都市公園の整備



鎌倉広町緑地

※近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区などの制度は、主として民有地で一定の行為を制限するなどして、緑地を保全していく制度であり、これらの土地に立ち入ることはできません

あて先は「みどり課（市役所本庁舎3階）」

郵送、FAX、Eメール、又は市役所みどり課まで直接お持ちください。

お名前		電話番号	
ご住所			
緑 について の ご 意 見 ・ ご 提 案 ※皆様からいただいたご意見は、鎌倉市緑の基本計画の見直しの参考にさせていただきます。			
設問１ 緑地の維持管理の担い手育成についてのご意見・ご提案、特に、魅力的なイベントや様々な年齢層を取り込むアイデアがありましたら記載してください。			
設問２ 緑についてのご意見・ご提案を自由に記載してください。			

- * ご記入いただいた個人情報、ご意見等の集約以外の目的には使用いたしません。
- * ホームページでも用紙のダウンロードができます。左下の QR コードからアクセスしてください。
- * 期間内にいただいたご意見・ご提案は集約し、市の考え方と共に緑政審議会に報告させていただく予定です。



お問い合わせ：都市景観部みどり課

電話 61-3486 (直通)

FAX 23-8700(代表)

Eメール midori@city.kamakura.kanagawa.jp

URL www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/miki_index.html